UiPath RPA Platform 使用許諾契約

|  |  |
| --- | --- |
| 契約企業　：　　　（お客様）請求書送付先：[会社名]　[住所]　[電話番号]　  | 届先：[会社名]　[住所]　[電話番号]　  |

|  |
| --- |
| 製品及びサービスの価格に関する詳細 |

下記において明記されるUiPath RPA Platformは、12ヶ月間の期間（以下「ライセンス期間」といいます。）にわたり提供され、かかる期間は、ライセンスキーの交付日（以下「効力発生日」といいます。）から開始します。従って、下記に記載の日付は、ライセンス期間の開始日及び終了日の予定日を示しています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| UiPath RPA Platform製品 | 請求サイクル | 数量  | 測定単位 | ライセンス・モデル | ライセンス期間 開始日 | ライセンス期間 終了日 | 単価 （円） | 料金合計（円） |
| UiPath Attended Robot | 前払い・年払い |  | 年間で1個／1ユーザー | 認可ユーザー | 年月日 | 年月日 |  |  |
| UiPath Attended Robot | 前払い・年払い |  | 年間で1個／1ユーザー | ノードロック |  |  | - | - |
| UiPath Unattended Robot | 前払い・年払い |  | 年間で1個／1ユーザー | ノードロック |  |  |  |  |
| UiPath Studio | 前払い・年払い |  | 年間で1個／1ユーザー | 認可ユーザー |  |  |  |  |
| UiPath Studio  | 前払い・年払い |  | 年間で1個／1ユーザー | ノードロック |  |   | - | - |
| UiPath Orchestrator  | 前払い・年払い |  | 年間で1個／1ユーザー | サーバー |  |  |  |  |
| 合計 | - |

|  |
| --- |
| UiPathプロフェッショナル・サービス  |

本契約において購入されるプロフェッショナル・サービスに関連して、お客様は、UiPathが本サービスに伴い適切かつ合理的に負担するすべての合理的な旅費、宿泊費及びその他の経費を負担します。本契約に別段の定めがない限り、かかる費用は、お客様が実費を負担するものとし、関連するプロフェッショナル・サービスの請求書に記載されます。UiPathは、本契約に基づき購入されたプロフェッショナル・サービスを、当事者らの間で相互に合意された日程に基づいて提供し、いかなる場合においても、本契約に定める開始日よりも早期に提供しません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス | 請求サイクル | 数量 | 測定単位 | 開始日 | 終了日  | 単価  | 料金合計 （円） |
| プロフェッショナル・サービス | 発生時月額払い | 00.00  | 時間単位／1回限り | 年月日 | 年月日 | 0,000.00 | 0,000.00 |
| トレーニング＆認定 | 発生時月額払い | 00.00 | 時間単位／1回限り |  |  |  |  |
| 実装サービス | 完了時 | 00.00 | 1件毎／1回限り |  |  |   |  |
| 合計 | 0,000.00 |

本ライセンス注文書（LO）は、UiPath一般条件の必要不可欠な部分を構成し、同条件が適用されます。各当事者は、本契約に記載の当事者らの電子署名が、デジタル化されたものであるか暗号化されたものであるかに関係なく、本書面を認証するためのものであり、手書きによる署名と同一の効力を有することに合意します。

|  |  |
| --- | --- |
| UiPath SRL | お客様 　 |
| 権限ある署名 | 権限ある署名 印 |
| 氏名　Mihai Faur | 氏名 |

当社は上記の条件を確認し、UiPath SRLに本契約に基づく義務を履行させます。

|  |
| --- |
| UiPath 株式会社 |
| 権限ある署名 |
| 氏名　 長谷川康一 |

**UiPath 一般条件**

**1. 定義語**

**「UiPath」**とは、UiPath SRLをいいます。

**「UiPathパートナー」**とは、UiPath RPA Platformを販促若しくは再販するため、又はエンドユーザーからの注文及び処理を行うために、UiPathがパートナー契約を有効に締結している企業をいいます。

**「本契約」**とは、本条件及び本書において引用されるその他の条件をいいます。

**「関係会社」**とは、直接若しくは間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業をいい、この場合、支配とは、当事者の議決権又は持分の50％を超える支配をいいます。

**「クレーム」**とは、当事者に対して提起された請求、訴訟又は法的手続きをいいます。

**「お客様」**とは、ライセンス注文書において「お客様」として特定されている、又はライセンス注文書においてエンドユーザーである顧客として特定されている企業をいいます。なお、お客様の関係会社が本契約に基づいてライセンス注文書を発行する場合には、当該ライセンス注文書の関係では当該関係会社が「お客様」と扱われます。

**「お客様データ」**とは、お客様の内部データストア又はUiPath以外の供給元から、お客様自身により又はお客様のためにUiPath RPA Platformにインポートされた情報をいいます。

**「デベロップメント・アウトプット」**とは、お客様データを含む、お客様がUiPath RPA Platformを使用して作成したプログラム、中間生成物、チャート又はワークフロー図をいいます。

**「改良等」**とは、UiPathが作成し又は取得するUiPath RPA Platformのコンポーネントの一連の機能のすべてのバージョン、アップデート、是正、改良、開発、修正、改善、変更、二次的著作物、スクリプト、カスタマイゼーション、改変若しくは拡張をいいます。

**「知的財産権」**とは、特許権、発明に係る権利、著作権及び隣接する権利、商標権、商標及びドメイン名、コンピューター・ソフトウェアにおける権利、並びにその他の知的財産権又は同様の性質の権利をいいます。

**「UiPath RPA Platform」**とは、すべての改良等を含むソフトウェアのコンポーネント一式（マニュアル及びその他の文書を含みます。）をいいます。

**「ライセンス注文書」**とは、UiPath RPA Platform又は関連サービスの注文書又はその他の文書であって、(a) UiPathとお客様との間で締結されたもの、又は(b) UiPathパートナーとお客様との間で締結されたもののいずれかをいいます。

**「ライセンス期間」**とは、ライセンス注文書に定めるUiPath RPA Platformのライセンス（若しくはプロフェッショナル・サービスの提供）の期間をいいます。但し、本契約の解除の場合にはこれよりも短くなることがあります。

**「ライセンスキー」**とは、UiPath RPA Platformのコンポーネントの使用を許可する電子的なアクティベーションキーをいいます。

**「マニュアル」**とは、ユーザーマニュアル、ヘルプ・ファイル、記載例、リリースノート又は類似のUiPathの文書をいいます。

**「プロフェッショナル・サービス」**とは、UiPathがお客様に提供するコンサルティング、トレーニング、実装又は技術サービスをいいます。

**「対象地域」**とは、日本国内をいいます。

**2. ライセンス**

**2.1ライセンス** UiPathは、ライセンス期間中、対象地域内において、テスト及び災害復旧の目的を含む、ライセンス注文書に定めるUiPath RPA Platformのコンポーネントを使用するための限定的で非独占的な権利をお客様に付与します。お客様が本契約に従ってUiPath RPA Platformを使用してデベロップメント・アウトプットを創作した場合、かかるデベロップメント・アウトプットに対する一切の権利は、知的財産権を含め、お客様が保有します。

**2.2トライアルライセンス** トライアル目的でのUiPath RPA Platformの使用は、<https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/21-06-17-Trial-General-Terms_JP.pdf>（又は後継ウェブサイト）に掲示される条件に従うものとします。

**3. 第三者によるアクセス**

**3.1 関係会社及び委託先による使用**お客様は、お客様の事業目的のために直接使用させる場合に限り、その関係会社又は第三者の請負業者が、専らお客様に代わりUiPath RPA Platformを運用し又はアクセスすることを認めることができます。お客様は、UiPathが要求した場合、本規定に基づきアクセスさせる企業を明示します。

**3.2 お客様の責任**お客様は、UiPath RPA Platformの運用、使用又はアクセスを他の者又は企業に対して認めた場合には、かかる者又は企業に本契約条項を遵守させる責任を負います。

**3.3 追加の権利の不存在**　明確にするために付言すると、本条項に基づき付与される権利は、本契約に基づき付与されたライセンス許可に変更を生じさせるものではなく、又はライセンス数を増加させるものではありません。

**4. メンテナンス・サポート・サービス**　UiPath RPA Platformのサポート・サービスは、ライセンス料に含まれており、下記のウェブアドレスにあるメンテナンス条項（随時更新されることがあります）に従って提供されます。https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/MaintenanceTermJP.pdf（又はその後継ウェブサイト）

**5. 支払条件**

**5.1 適用性**本条は、お客様がUiPath RPA PlatformをUiPath株式会社に直接注文された場合に限り、適用されます。お客様が、UiPath RPA PlatformをUiPathパートナーから注文した場合、支払条件は、お客様とUiPathパートナーとの間で合意されます。当事者は、ライセンスキーの交付日からライセンスが開始し（以下「効力発生日」といいます。）、各ライセンス期間の満了日、並びにユーザー数及びライセンス・モデルに関する条件については、本契約に基づき発行される各請求書又はライセンス注文書に記載されるとおりであることに合意します。

**5.2 支払い**お客様は、ライセンス注文書に定める料金を支払わなければなりません。支払期間は、当事者の書面による合意がない限り、年次で請求され、各請求書の発行日から30暦日となります。すべての請求書は、電子的手段によってのみお客様に交付されます。本契約の終了日又は満了日において未払いである料金は、直ちに支払期限が到来します。支払いが支払期限までになされなかった場合には、支払期限から完済の日まで、未払金額に対して毎月1％の割合の遅延損害金が課されます。お客様が第10.1条に基づいて本契約またはライセンス期間を解約した場合、お客様は、いかなる費用の払戻しも受けることはできません。

**5.3 支払いの不履行**お客様が、本契約に基づき支払うべき金額を、ライセンス注文書の支払条件に従って支払わなかったときは、UiPathはお客様に督促状を送付します。UiPathは、督促状を発した日から30日以内にお客様が支払いを行わなかったときは、その単独の裁量により、書面をもってお客様に通知することにより関連するライセンス注文書の効力を中断し又は終了することができます。

**5.4 紛争**お客様は、UiPathがお客様に誤った請求を行ったと合理的に考える場合には、請求日から15日以内に、書面により当該過誤を明記して、UiPathに連絡しなければなりません。お客様は、請求書の争いのない部分について支払いを行います。

**5.5 税金**価格には、別途消費税その他の税金が付加されます。すべての支払いは、制限のない資金により行われ、いかなる控除又は相殺も行われず、現行又は将来において、法律上の要請に基づいて政府、財政当局又はその他の当局により課されるいかなる性質の税金、課税、輸入関税、費用、手数料及び源泉徴収も課されず、控除されません。

**5.6変更**UiPathは、自らの裁量により、そのライセンス料を設定する権利を有しています。UiPathは、UiPathが購入注文書を承諾後の取得済みライセンスについては、料金を変更しません。本契約条項にライセンス料の変更その他の変更をしようとする場合には、UiPathは、お客様に新たな変更案に関して90暦日前までに事前通知を送付します。お客様は、ライセンス期間の満了までに、かかる通知に対する諾否を通知するものとします。ライセンス期間の満了までにお客様からの承諾の通知がない場合、各ライセンスは終了となります。

**6. 第三者からの知的財産に関するクレーム**

**6.1. UiPathの義務**UiPathは、UiPath RPA Platformが、第三者の特許権、著作権若しくは商標権を侵害し、又はUiPathが第三者の企業秘密を不正使用していると主張するクレームがあった場合には（以下「知的財産関連クレーム」といいます。）、ライセンス期間中において、自己の費用負担により、第三者によるお客様に対するクレームを防御します。この場合、UiPathは、管轄権を有する裁判所が最終的に判断する損害額（又はUiPathが書面により合意した和解金額）を支払います。

**6.2 救済手段**UiPathは、知的財産関連クレームがあった場合、次のいずれかの手段をとることができます。

1. お客様が本契約条項に基づきUiPath RPA Platformを継続して使用できるようライセンスを入手すること。
2. 侵害を避けるために侵害の疑いがあるコンポーネントを置き換えるか、若しくは修正すること。
3. UiPath RPA Platform（又はその侵害しているコンポーネント）に対するお客様のライセンス及びアクセスを終了し、UiPath RPA Platformのコンポーネントについて、前払料金のうち終了日以降の期間に相当する部分を返金します。但し、かかる返金は、お客様がUiPath RPA Platformのコンポーネント（及び関連するマテリアル）のすべての複製を、当該複製が保存されていたすべてのコンピューターシステムから破棄したことを、書面をもって確認した場合に限ります。

**6.3 条件**UiPathは、以下のいずれかの場合には、知的財産関連クレームについていかなる責任も負いません。

1. 当該知的財産関連クレームが以下のいずれかにより生じるもの。
	1. 本契約に違反したUiPath RPA Platformの使用
	2. UiPath以外の者によるUiPath RPA Platformの変更
	3. 違反を避けるためにUiPathがUiPath RPA Platformの最新アップデート版のインストールを要求したにもかかわらず、お客様がインストールをしなかったこと
	4. 第三者の製品、サービス、ハードウェア、ソフトウェア若しくはその他のマテリアル、又はこれらとUiPath RPA Platformの組み合わせ（但し、この組み合わせがなければ、UiPath RPA Platformが侵害をしていない場合に限ります）。
2. お客様が以下のいずれかに該当する場合
	1. 知的財産関連クレームを書面により速やかにUiPathに通知しなかった場合。
	2. 知的財産関連クレームを防御するために、UiPathが要求する合理的な支援をUiPathに提供しなかった場合。
	3. 知的財産関連クレームの対応又は和解を単独で管理する決定権をUiPathに付与しなかった場合。
	4. UiPathの事前の書面による同意を得ずに、知的財産関連クレームに関して何らかの自認をしたとき。

本条項に規定するお客様の権利は、知的財産関連クレームの原因となった事実に関するお客様の唯一かつ排他的な権利であり、UiPathはそれ以外の責任を負いません。

**7. その他のクレーム**

**7.1. お客様の義務**お客様は、UiPathに対する第三者によるクレームが、お客様のデベロップメント・アウトプット、お客様データ又はお客様が第三者プロバイダーの条項に違反したことにより生じたものである場合、自己の費用負担により、これを防御し又は解決します。この場合、お客様は、管轄権を有する裁判所が最終的に判断する損害額（又はお客様が書面により合意した和解金額）を支払います。

**7.2 条件**本条項に基づくお客様の義務については、UiPathが適用法令により許容される範囲において以下の全てを行うことを条件とします。

1. お客様にクレームについて書面により速やかに通知すること。
2. クレームの防御において、お客様と協力すること。
3. クレームの対応又は和解を単独で管理する決定権をお客様に付与すること。
4. クレームに関して何らの自認もしないこと。

本条項に規定するUiPathの権利は、かかるクレームの原因となった事実に関するUiPathの唯一かつ排他的な権利であり、お客様はそれ以外の責任を負いません。

**8. 責任の限定**

**8.1. 損害の除外**　いずれの当事者も、他方当事者に対して、特別の事情に基づく損害についてのいかなる責任も負いません。特別の事情に基づく損害には、UiPath RPA Platformの使用若しくは使用不能、コンピューターの不具合若しくは故障、サーバーのダウンタイム、UiPath RPA Platformと他のプログラムとの運用不能、利益の損失、評判の失墜、使用機会の喪失若しくは収益の損失、データの損失若しくは破損、又は事業の中断に基づく損害を含みます。

**8.2 責任の限度額**　本契約又はその主題に基づく若しくはこれに関連する、すべてのクレーム（個別又は一括して）に対する各当事者の責任限度額の合計総額は、初回のクレームが生じる前の12ヶ月間においてお客様が本契約に基づき支払った料金の合計額に相当する金額を上限とします。この限度額は、クレームの根拠が債務不履行、不法行為その他いかなる法理論に基づいているかを問わずに適用されますが、お客様によるライセンス料金の不払いには適用されません。

**8.3 適用性**本条は、クレーム又は損失の性質若しくは原因を問わず、クレーム又は損失が予見可能であったか否か、及び当事者がクレーム又は損失の可能性について知らされていたか否かに関係なく適用されます。但し、本条は秘密保持義務の違反の場合、お客様が本契約に基づき付与されたライセンスの範囲を超えてUiPath RPA Platformを使用した場合、又は本契約に基づき支払うべき金額をお客様が支払わなかった場合には適用されません。

**8.4 その他の責任**疑義を避けるために付言すると、UiPathは、いかなる場合においても、直接であるか間接的であるかを問わず、お客様のデベロップメント・アウトプットに起因して若しくはこれに関連して、申し立てられ、付与され、又は課されたいかなる種類若しくは性質のクレーム、判決、裁定、費用、経費、損害及び責任（合理的な弁護士費用を含みます。）について責任を負いません。

**9. 表明及び保証**

**9.1 UiPath RPA Platformの限定保証及び救済手段**UiPathは、UiPath RPA Platformがマニュアルに従って使用される限りにおいて、お客様に引き渡されたUiPath RPA Platformが、ライセンス期間中、関連するマニュアルの記載に実質的に適合することを保証します。本保証に基づくクレームに関しては、お客様は、当該クレームが生じる原因となった状態が最初に生じた日から30日以内に、UiPathに通知しなければなりません。本保証又はUiPath RPA Platformの品質に基づく又はこれに関するお客様の唯一かつ排他的な権利及びUiPathの唯一の義務は、(i) UiPath RPA Platformのコンポーネントを修正すること、又は(ii) 修正が商業上合理的でない場合には、該当するUiPath RPA Platformのコンポーネント又はサービスを終了して、該当するUiPath RPA Platformのコンポーネント又はサービスに係る前払料金のうち未使用期間に相当する部分を返金することとします。

**9.2 黙示的保証の不存在**本契約において明示的に保証される場合を除き、UiPath RPA Platformは現状有姿で提供されます。いずれの当事者も、明示であるか黙示であるか、法令上のものであるかなどを問わず、いかなる種類の表明若しくは保証も行いません。また、いずれの当事者も、商品性、特定目的への適合性、権原、非侵害性又は正確性に対する表明、補償若しくは保証を含め、何らの表明、保証、瑕疵担保その他の責任を負いません。お客様は、UiPath RPA Platformの使用に対してすべてのリスクを負うものとします。いずれの当事者も、外部のホスティング業者によって生じた損害または障害について何らの責任も負いません。

**10. 契約期間**

**10.1 期間**本契約は、効力発生日から関連するライセンス期間又はプロフェッショナル・サービス期間の満了時まで有効にUiPath RPA Platformに適用されます。但し、当事者は、60日前に書面で他方当事者に通知することによって、本契約を解約することができます。ライセンス期間満了の30日前までにいずれかの当事者が他方当事者に対して書面をもって不更新を通知した場合を除き、ライセンス期間は1年間更新され,その後も同様とします。

**10.2 重大な違反**　いずれかの当事者が本契約に関して重大な違反を犯した場合、他方当事者は、違反当事者に対し、当該違反の性質及び根拠を記載した書面による通知を行うことができます。かかる違反が、その通知後30日以内に是正されない場合、他方当事者は、書面をもって通知することにより本契約を直ちに解除することができます。

**10.3 契約終了後の効力**　本契約又はライセンス期間が終了した場合、UiPath RPA Platformのライセンス及び関連する権利は、直ちに終了するものとし、お客様は、自己の費用負担により、UiPath RPA Platformのすべての複製を除去し、かつ削除しなければなりません。ライセンス期間が終了した場合、UiPath RPA Platformのコンポーネントの全部又は一部が、事前通知なく運用を停止することがあります。

**11. プロフェッショナル・サービス**

**11.1 成果物に対するライセンス**UiPathがプロフェッショナル・サービスの履行において何らかのマテリアルを開発してお客様に提供した場合（以下「成果物」といいます。）、UiPathは、かかる成果物を、専らお客様自身の事業に使用する非独占的、再許諾不能及び譲渡不能のライセンスをお客様に付与します。

**11.2 雇用に関する税金その他の負担**UiPathは、プロフェッショナル・サービスの履行のための担当者の雇用及び請負業者の使用により生じるすべての税金及び雇用又は使用主としての義務について責任を負います。

**11.3 保証**UiPathは、プロフェッショナル・サービスが通常同種のサービスに期待される水準で履行されることを保証します。お客様は、本保証に違反があった場合には、当該プロフェッショナル・サービスの完了後30日以内に、UiPathに書面による通知を行わなければなりません。本保証の違反に対するお客様の唯一かつ排他的な権利は、関連するプロフェッショナル・サービスの再実施を求めることとなります。

**11.4 下請業者**お客様は、UiPathが、プロフェッショナル・サービスの履行において、下請業者を使用する場合があることに合意し、UiPathは下請業者による履行に対して責任を負います。

**11.5 個人データの禁止**プロフェッショナル・サービスの履行中は、お客様は、適用されるプライバシー法により規制される情報（以下「個人データ」といいます）を、UiPathへ提供しないようにする必要があります（例えば、ソリューションの設定やテストの際には「ダミーデータ」を使用することなど。）。UiPathは、個人データの受領を希望しておらず、プロフェッショナル・サービスの履行においてもこれを必要としません。従って、お客様は、個人データをUiPathに提供してはなりません。但し、当事者らが書面により、UiPathが個人データの受領に同意したことを確認し、講じられるべき個人データ処理のセキュリティ対策及びプロトコルの内容を含む条件について合意した場合を除きます。

**12. 一般条項**

**12.1 譲渡**いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに、本契約を譲渡することはできません。当事者が、他方当事者の競業会社（「競業会社」）に買収され、競業会社と合併し、競業会社に実質的に全ての事業を売却し、または競業会社に支配されるに至った場合には、他方当事者は書面で通知することによって本契約を解除することができます。その場合、UiPathは既払いのライセンス料のうち、解除日以降の期間に相当する部分を払い戻します。

**12.2 お客様の注文書**お客様自身により又はお客様に代わり第三者がUiPath（又はUiPathパートナー等の他の当事者）にお客様の購入注文書若しくはその他の関連する書面が提出された場合であっても、かかる書面におけるいかなる条件も、お客様及びUiPathにより別途書面により明示的に合意され、署名されない限り、本契約の一部を構成するものではなく、無効とされます。

**12.3 守秘義務**当事者らは、秘密情報（秘密情報とは、一方の当事者が本契約の履行中にアクセスすることができる他方当事者の文書及び情報をいいます。これには、他方当事者の技術情報、ビジネス手法、ソフトウェア・プログラム、ライセンス・モデルを含みますが、これらに限定しません。）を秘密に保持しなければなりません。いずれの当事者も、いかなる方法によっても、本契約に基づく履行以外の目的で、直接又は間接的に、他方当事者の秘密情報の全部又は一部を利用、又はその他使用することはできません。本守秘義務は、本契約の終了後も3年間存続します。お客様は、UiPathに提案又はフィードバックを提供する場合にはこれを任意で行うものとし、これに関連してUiPathは守秘義務を負わず、UiPathがいかなる方法及び目的によっても提案又はフィードバックを使用する権利を有することを了承します。

**12.4 データ使用への同意**お客様は、UiPath及びその関係会社が、UiPath RPA Platformに関連して提供されるソフトウェア・サポート・サービス（もしあれば）の一環として集積された技術情報を収集し、かつ使用することを了承します。UiPathは、この情報を専らソフトウェアの改善又はお客様に対してカスタマイズされたサービス若しくは技術を提供するために使用するものとし、この情報をお客様を合理的に特定しうる形で開示しません。

**12.5 完全合意**本契約は、本契約の主題に関する当事者間の完全なる合意を構成し、かかる主題に関する当事者間の従前の書面又は口頭による合意に優先します。本契約の変更は、書面化され、両当事者の署名又は記名捺印がされることによって効力を発生します。

**12.6 準拠法及び裁判地**本契約は、抵触法の規定を除き、日本法に準拠するものとします。本契約に起因して又は関連して紛争が生じた場合（当事者らが60日以内に解決に至らないとき）、当事者らは、日本の東京地方裁判所が専属的管轄権を有することに合意します。国際物品売買契約に関する国連条約は、その採択された時期及び場所に関係なく、本契約に適用されません。

**12.7 ライセンスの遵守**UiPathは、自己の費用負担により、かつ12ヶ月に1回を超えない範囲で、自らの担当者若しくは独立した第三者（又はその両方）を任命し、お客様によるUiPath RPA Platformの使用、インストール又は展開が本契約条項を遵守しているかを確認することができます。かかる確認において、お客様は、すべての必要な支援及びサポートを提供することに合意します。

**12.8 パートナーシップの不存在**本契約のいかなる規定も、当事者ら間の信認関係、代理関係、合弁事業、パートナーシップ又は信託を構成するものではなく、またいずれの当事者も他方当事者を代理する権限を有しません。

**12.9 通知**本契約に基づき付与される通知は、 (i)UiPathに宛てる場合は、legal@uipath.com、(ii)お客様に宛てる場合は、ライセンス注文書に記載されたお客様の電子メールアドレス、又は(iii)お客様のライセンス注文書がUiPathパートナーとの間で締結されている場合には、お客様の登録アドレス、（但し、いずれかの当事者が書面により別のアドレスを通知した場合には、当該アドレス）に宛てて、電子メールで行われなければなりません。かかる通知は、相手方当事者が受領し、又は受領を拒否した時点で到達したものとします。

**12.10 公表**お客様は、UiPathのウェブサイト並びにその他販売促進及びマーケティング資料において、お客様を顧客として公表し、お客様の名称及びロゴを明記する権限をUiPathに付与します。但し、UiPathは事前にお客様に対し使用について記載した通知を送付します。

**12.11 プライバシー**本契約の履行に関わるお客様の担当者に関する個人データをUiPathが受領した場合、UiPathは、自己のウェブサイトに掲載されている[UiPathプライバシーポリシー](https://www.uipath.com/privacy-policy)　（<https://www.uipath.com/privacy-policy>）に従って、個人データを処理します。

**12.12 分離可能性**本契約のいずれかの規定が、理由の如何を問わず、違法、無効若しくは執行不可能である場合又はそのようになった場合であっても、本契約のその他すべての条項は有効に存続し、法的効力を有するものとします。

**12.13 第三者による提供**お客様がUiPath RPA Platformの一定の機能を第三者のデータ、製品、サービス又はプラットフォームと併せて使用する場合、お客様は、当該第三者が定める条件を遵守することについて責任を負うものとし、かかる使用の一切は、お客様の自己の責任によるものとします。

**12.14 第三者のライセンス**UiPath RPA Platformには、オープンソースを含む、外部のソフトウェアのコンポーネントが含まれます。これらのソフトウェアのコンポーネントは、各オーナーが権利を有し、かつUiPathウェブサイト上で掲示及び随時更新され、またはUiPathから随時通知される第三者ライセンス条項に定める各ライセンスに基づき使用許諾されています。

**12.15 輸出**UiPath RPA Platformには、米国及びその他の国の政府の貿易管理法令が適用される可能性があります。両当事者は、自らが米国又はEUの禁輸リストに載っていないこと、及び、UiPath RPA Platformを米国若しくはEUの禁輸国（現時点ではキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア及びクリミア）において使用し、又は米国若しくはEUの輸出関連法令に違反した使用を行わないことを表明します。

**12.16 腐敗防止**両当事者は、本契約に関連して、他方当事者の従業員又は代理人から、違法又は不適切な賄賂、リベート、支払い、贈り物その他の経済的便益を受領していないことを確認します。通常の取引過程で提供される合理的な贈り物や飲食等は、上記の確認事項に違反しません。本項の確認事項に対する違反が生じた場合には、直ちにlegal@uipath.comに通知するものとします。

**12.17 反社会的勢力**(A) 両当事者は、他方当事者に対し、自らが(i)暴力団、(ii)暴力団員、(iii)暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、(iv)暴力団準構成員、(v)暴力団関係企業、(vi)総会屋等、(vii)社会運動等標ぼうゴロ又は(viii)特殊知能暴力集団等、(ix)その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称します。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(B) 両当事者は、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。(i)暴力的な要求行為、(ii)法的な責任を超えた不当な要求行為、(iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、(iv)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(C) 当事者は、他方当事者が反社会的勢力に該当し、若しくは(B)項各号のいずれかに該当する行為をし、又は(A)項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。

**12.18 権利放棄**本契約に基づく権利、権能又は権限を行使しなかったとしても、またその行使を遅滞したとしても、これらを放棄したものとはみなされず、また権利又は権限を一回若しくは部分的に行使したとしても、その後の若しくはその他の行使を妨げず、又はその他の権利若しくは権限の行使を妨げないものとします。本契約で定める権利及び救済手段は、別途の定めのない限り、累積的なものであり、いかなる権利又は救済手段も排除しません。本契約の違反に対するいかなる放棄も、その後の違反に対する権利放棄としてみなされないものとします。